

令和6年度「交通×福祉・物流等」共創モデル実証業務

仕 様 書

1 業務名

令和6年度「交通×福祉・物流等」共創モデル実証業務

2 履行期間

契約の日から令和7年2月7日

3 履行場所

沖縄県多良間島等

4 業務目的

本業務は、人口減少等を背景に、公共交通サービスの利用者や区間等が限られている地域において、交通と福祉・物流等、様々な分野が連携することにより、地域公共交通の持続可能性を高めることを目的とする。

令和6年度は、多良間村の集落内において、福祉等と連携した新たな移動サービス(車両:カートタイプ)導入に向け、高齢者の買い物や健康教室等の外出機会の創出をはじめ、港止めの荷物について村営バスを活用して集落内に移動する等(貨客混載)物流面において、新たな付加価値を創出する等、島における移動サービスの集約に向けた検討を進め、サービス提供を目指す。

最終的には、財政規模の小さな島においても成り立つ公共交通の「共創モデル」を構築し、そのモデルを県内離島・過疎地域に展開する。

5 業務内容

本業務は、多良間島において高齢者等を中心に住民の移動ニーズ等を調査した上で、福祉や物流等様々な分野と連携した移動サービスを検討する。

また、検討の際には、住民意見等をしっかり反映させ、島の移動需要を集約したサービス提供をめざす。

(1) 移動実態調査の実施

島に必要な移動支援やサービスを検討するにあたり、島内での生活や観光客の移動等に係る現状を把握するため、調査やヒアリング等を行う。

- ①調査票作成(住民アンケート、村営バスや福祉送迎・レンタカー等利用者アンケート)
- ②現地聞き取り及び調査票回収
- ③調査結果の集計・分析

【企画提案を求める事項①】

地域交通と様々な分野の連携により、高齢者の外出機会創出や港止め荷物の効率的な配送などに繋げるため、島民(特に高齢者)等の移動にかかる実態(潜在的なニーズの洗い出し含む)調査の手法(調査・回収方法)を具体的に提案すること。

(2) 様々な分野との連携による移動サービスの検討

福祉等、各分野における人口減少に伴う担い手不足等の課題解決に向け、交通と様々な分野が連携した移動サービスの内容を検討し、実現性について各関係者と調整等をはじめ、住民意見等を反映させ新たな移動サービスの検討を行う。

〈連携検討〉

- ①福祉: 高齢者健康教室等送迎、配食サービス、通院
- ②物流: 港・空港への集荷、配送
- ③観光: 観光周遊、宿泊施設送迎
- ④その他

〈住民意見〉

住民ワークショップ等の実施

【企画提案を求める事項②】

様々な分野との連携の検討や住民意見等を丁寧に反映するための具体的検討手法等を提案すること

また、交通と福祉等様々な分野との連携により、どのようなサービス提供が考えられるか提案すること。

(3) 実証実験の実施

(2)で検討した移動サービスについて、実際にカートタイプ車両を使用し、住民等を対象とした移動サービスの実証実験を実施する。

また、実証実験を利用した住民・関係者に対し、利用状況等の定量調査及びアンケート調査等を実施し、サービス内容の利便性向上につなげる。

- 車両: カートタイプ(7人乗り: 運転手経費含む)
- 期間: 1か月程度(レンタル)

(4) 共創協議会運営支援

共創協議会の委員への事前説明、会場設営費、資料印刷費及び運営費は受注

者の負担とし、外部有識者への報償費及び旅費は本業務の委託費に含む。

- ① 共創協議会開催 2回
- ② 委員構成: 多良間村他、島内在住の関係者4者及び県内外部有識者1名を想定。

(5) 報告書等作成

取り組み内容や検討結果を取りまとめの上、業務報告書(概要版を含む)を作成する。

(6) 打合せ協議

打合せ協議は、毎月1回程度実施するものとする。

6 業務スケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
移動実態調査					↔							
様々な分野検討					↔							
実証実験									↔			
共創協議会						↔					↔	

7 成果品

- ① 報告書 (A4版、概要版も含む) : 1部
- ② 電子媒体 : 1部
- ③ 全ての支出の収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類の写し (これを満たさない経費は支払額の対象外となる可能性があります) : 1部
- ④ その他担当職員から指示のあったもの : 1式

8 積算について

(1) 経費の区分

- ① 直接人件費
- ② 直接経費 (謝金、旅費、需用費、役務費、使用料、その他必要経費)
- ③ 一般管理費 = (人件費 + 事業費) × 10/100以内

※ 土木設計コンサルタント業務ではありません。

(2) 直接経費として計上できない経費

○業務内容に照らして当然備えるべき機器・備品等

※対象経費については、国土交通省総合政策局の「共創・MaaS実証プロジェクト（共創モデル実証運行事業）」の公募要領等を参照。

9 著作権等

委託業務に係る成果品（調査等において収集した資料等を含む）は、沖縄県企画部交通政策課に帰属する。ただし、委託業務にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任及び費用を持って処理するものとする。

また、沖縄県企画部交通政策課の許可を受けずに、委託業務に係る成果品を他に公表、貸与、使用してはならない。

10 再委託の制限等

① 一括再委託の禁止

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下に定める「契約の主たる部分」については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

<契約の主たる部分>

ア 契約金額のうち、調査分析業務等に係る経費

イ 企画、管理、指導監督などの統括的かつ根幹的な業務

② 再委託の相手方の制限

本契約の公募参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることができない。

③ 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」業務を第三者に委任し、又は請負わせるときは、この限りではない。

<その他、簡易な業務>

ア 資料の収集・整理

イ 複写・印刷・製本

ウ 原稿・データの入力及び集計

エ その他、上記以外に容易かつ簡易な業務がある場合は、県と別途協議を行った業務

11 その他

- ①本仕様書に記載の無い事項で、業務の実施にあたり、必要となる事項については、沖縄県企画部交通政策課及び受託者で協議の上、決定する。